

石炭じん肺訴訟の和解履行等関係経費 事務費 賠償償還及び払戻金

平成30年度予算額 **6.1億円（5.4億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 国内の炭鉱の坑内で働いていた労働者が、じん肺に罹患したとして国を提訴した訴訟において、国は、その訴訟の流れに従って損害賠償金を支払うものです。
なお、和解に当たっては、筑豊じん肺訴訟最高裁判決（平成16年4月27日）で示された以下の要件を満たすことが必要です。
(1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
(2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
(3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。

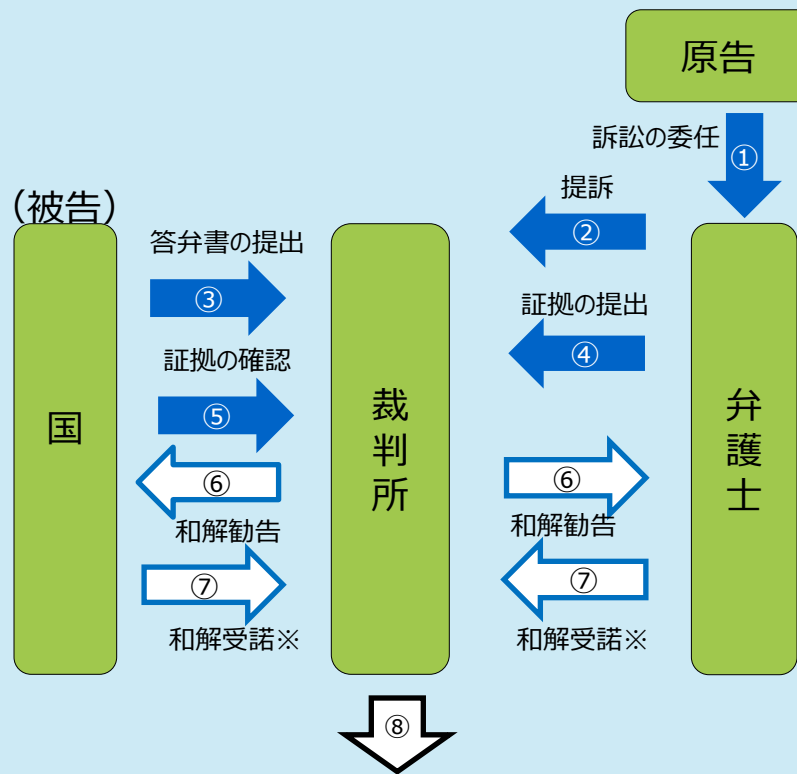
成果目標

- 平成16年度からの事業であり、最高裁判決の要件を満たす原告と速やかな和解を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



原告と被告との和解
(※和解受託しない場合は判決)

損害賠償金の支払